

那覇市告示第 376 号
令和 2 年 12 月 21 日

市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例(昭和 47 年那覇市条例第 80 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長について(令和 2 年 8 月那覇市告示第 195 号)において別途那覇市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和 2 年 7 月 4 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に到来するものについて、令和 3 年 2 月 1 日とする。

那覇市長 城 間 幹 子



都道府県	指定地域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町